

## 建交労秋田県本部の要求書に対する秋田県知事の文書回答（2014年10月3日）

### 【ダンプ労働者・建設労働者等の労働条件改善について】

3. 国土交通省は建設技術労働者の育成と社会保険加入促進を図るとして、公共事業設計労務単価を昨年度2度にわたって引き上げました。しかし、重層下請構造のもと、車持ちダンプ労働者や建設労働者に対しては、積算基準から相当離れた低単価・賃金が依然として押し付けられています。その結果、ダンプ労働者には過積載や速度超過、長時間運転などによる過労運転など違法行為が発生し、建設労働者全般については労働力不足が社会的問題となっています。これらの問題解決のため、車持ちダンプ労働者の交通安全を担保し、まともな生活ができる単価実現に向けて、そして建設労働者に設計労務単価に近い賃金が支払われるよう、具体的な改善策を講じて下さい。

さらに個別具体的な工事について関係者から指摘があった場合は、「建設産業におけるシステム合理化指針」に基づいて、夏冬の通達以外でも積極的に元請業者を指導して下さい。

**【県の回答】** 県工事を発注する場合の積算については、国土交通省と農林水産省が定める「公共事業設計労務単価」、「建設機械等損料算定表」及び県が定める「実施単価表」により標準的工法に基づく積算基準により算定しています。なお、県の積算単価は個々の労務費や資材単価を拘束するものではないことから、資材購入・下請契約における契約金額や支払条件等の民間相互の契約内容に県が直接関与することは困難であるので、当事者間で十分に協議していただきたいと考えております。

4. ダンプの交通安全対策は、交通安全対策基本法に基づき、都道府県においては知事が責任を持つことになっています。全国交通安全運動における「国土交通省実施計画」では、「ダンプ規制法第12条団体等について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する」となっています。秋田県においても国に準じて、直轄工事を請け負った元請会社に徹底して下さい。

秋田県の「入札参加にあたっての留意事項」（契約図書の一部）にある「ダンプ規制法第12条団体等の使用促進措置」は交通安全を実現し、交通安全の保障となるダンプ労働者の経済的地位向上を実現するための特別措置です。

昨年度、公共工事設計労務単価が2度にわたって大幅に引き上げられ、その分工事原価が上がっています。「交通安全対策基本法」や国交省の「建設業法令遵守ガイドライン」にもとづいて、末端のダンプ労働者に工事原価が支払われるよう請負者指導を徹底するとともに、「ダンプ規制法第12条団体等の使用促進措置」が取られるよう地域振興局や請負者ら関係者に対し、くりかえし指導を徹底して下さい。具体的には、監督員のチェックリストの項目として盛り込み、評価点として加算して下さい。あわせてこの措置をとっていない市町村については、早急に策定するよう指導して下さい。

**【県の回答】** 県では、「建設産業における生産システム合理化指導要綱」、「下請け契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」などに基づき、受注者に対して、適正な下請契約の締結及び代金支払いの適正化について指導しておりますが、その中でダンプ労働者に対して下請受注者に準じた配慮をするよう促しております。今後とも機会を捉えて受注者等に対する周知を図ってまいります。なお、工事成績評定において、法令遵守に係る評価項目として、道路交通法の遵守及び下請代金の期日以内の支払いや不當に下請代金の額を減することの防止等を設定しております。

5. 秋田県の「過積載防止対策要領」の中の様式101号に記録・整理する部分については削除して下さい。なぜなら様式101号への記入は請負者の現場代理人が行なうため、自らが不利になる報告を県当局に上げるはずがないからです。計測して過積載でないことを確認することは必要なことですが、記

録・整理はむしろ過積載の事実を覆い隠すことにつながりかねません。なお大型車以上に自重計の装着されていない2トン車、4トン車でも過積載が散見されます。そうしたことからも自重計の管理には限界があります。過積載の防止は、県が定めている平積み管理の徹底と実際に「ダンプ規制法第12条団体等の使用促進措置」が取られることが一番有効です。

**【県の回答】** 県の「過積載の防止対策実施要領」では、受注者の土砂等の積込状況（平積）管理を基本とし、さらに大型ダンプカーの場合は、自重計等による計測管理を実施しております。これらの管理状況については、発注者側の抜き打ち検査により実態を確認しております。今後とも過積載防止を目指し積極的に取り組んでまいります。

6. 車持ちダンプ労働者など、一人親方として働く労働者が多数います。これらの労働者が、労災にあっても救済されないケースが多くあるため、秋田県は「入札参加にあたっての留意事項」に「一人親方等の特別加入」への加入促進を記載し、周知を図っていますが、徹底されていません。

秋田県土木工事共通仕様書1-1-56「保険の付保及び事故の補償」（別紙参照）の3.において「受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない」としています。したがって発注者として受注者に判断をあずけず、元請に毅然と遵守を求めて下さい。

具体的には、一人親方等の労災保険特別加入を義務付け、元請が行なう新規入場者アンケートに労災保険特別加入の有無と保険番号を記入させる、あるいは加入証明書を提出させるなどの対策を講じて下さい。

**【県の回答】** 県発注工事に携わる一人親方等の方々には、労働事故の備えとして、労災保険への特別加入をしていただくことが望ましいと考えております。このため、元請業者が一人親方等に対して、労災保険への加入を促すべきことを「入札参加にあたっての留意事項」に明記し、入札参加者に対して周知を図っているところです。ただし、労災保険への特別加入は任意であり、新規入場者の加入状況のチェックについても元請業者が自らの施工現場における安全管理上の必要性に応じて判断すべきものと考えております。

7. 秋田県の発注する建設工事現場において、ダンプ労働者や建設労働者に対して元請会社の責任で「建退共証紙」が貼付されるよう、施工体制打ち合わせ時やそのつど監督員などを通じて秋田県の「入札参加にあたっての留意事項」を示したり、新たに文書を出すなどして繰り返し徹底して下さい。元請は証紙を購入しても、建退共手帳を有している労働者に対して貼付しないケースが少なくありません。元請は「新規入場者アンケート」を実施しているので、その際に労働者から建退共手帳の写しを求めるよう指導を徹底して下さい。

**【県の回答】** 受注者に対する建退共証紙の貼付の徹底については、平成17年の制度改正時に関係事業者団体の長に通知し会員への周知を依頼したほか、工事発注公所においても、各受注者に対し工事完成後に貼付実績書の提出を求めております。また、建設現場ごとの建退共制度の対象労働者については、受注者が適切な確認方法で的確に把握するべきものであり、建退共証紙の貼付についても、契約内容や雇用実態に応じて、適切に行われるものと考えております。県としましては、今後とも引き続き各発注公所等を通じ、制度の適切な運用が図られるよう機会あるごとに周知を図ってまいります。